

## 平成29年度 第1回山口市農業委員会農業振興部会議事録

- 1 開会日時 平成30年2月13日（火曜日）午後2時から3時25分まで
- 2 開会場所 山口総合支所 会議室棟 会議室B
- 3 出席委員（24人）  
徳永芳夫（農業振興部会長）  
益富嘉男（農業振興部会長職務代理者）  
伊藤利宗、安野正純、重宗哲美、岡本公一、徳本 優、長廣 実、神田一夫、武安 馨、  
中川晴吉、中村浩美、松崎宏紀、長尾 悟、末常 衛、安田敏男、中山隆之、河原健次、  
河村吉人、中戸茂盛、浅原利夫、荒瀬澄枝、原田好子、藤井美佐子
- 4 欠席委員（4人）  
田中忠通、藤岡穣臣、國長廣治、渡邊吉祐
- 5 事務局職員 末貞事務局長、山根副参事、徳光主幹、三原主査
- 6 会議傍聴人 なし
- 7 議事事項  
<協議事項>  
(1) 平成30年度山口市農業委員会事業計画（案）について  
(2) 新体制後の農業委員会の運営について

**益富部会長職務代理者** みなさん、こんにちは。大変ご多用の中、多数の御出席を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

定刻となりましたので、これから平成29年度第1回山口市農業委員会農業振興部会の開会をいたしたいと思います。

開会に先立ちまして、部会の成立要件を確認したいと思います。在任委員数が28名でございます。開会時にご出席を賜りました方が24名、差し引き4名、この成立要件は農業委員会法第28条第4項に基づきまして、在任委員数の過半数を超えれば成立ということになっております。以上をもちまして、本部会の成立を宣言をさせていただきます。

それでは、開会に際しまして、山口市農業委員会農業振興部会長、徳永部会長が開会のごあいさつをいたします。よろしくお願いいたします。

**徳永部会長** 皆さま、こんにちは。お忙しい中、農業振興部会の方にご出席いただきまして、ありがとうございます。

相変わらず農業情勢は、非常に厳しい状況が続いております。また、ご案内のように、・・・交付金等も廃止になり、今後の農業経営が非常に厳しい状況が懸念されております。

そうした中、本日は皆様方にご提示をいたしております、平成30年度の山口市農業委員会事業計画（案）につきまして、本日は審議のほう、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

**益富部会長職務代理者** 続きまして、本部会の議長の選任をお願いしたいと思いますが、本日の議長は、山口市農業委員会部会会議規則によりまして、徳永農業振興部会長が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**徳永部会長** それでは、議長を務めさせていただきます徳永です。座ってやらせていただきます。

まず最初に、議事録署名委員をお願いいたします。山口・鴻南の徳本委員、阿東の中山委員を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、第6の協議に入ります。協議項目1の、平成30年度山口市農業委員会事業計画（案）について、事務局の方からよろしくお願いいたします。

**事務局（徳光主幹）** 【「協議資料」を読み上げ説明】

**徳永部会長** ありがとうございます。ただいま事務局の方から説明がありましたが、このことにつきましてご意見等ありましたら、挙手でお願いいたします。

どなたかご意見等ございませんでしょうか。

**中戸委員** いいですか。

**徳永部会長** はい。

**中戸委員** 意見というか、1ページの基本方針のところの3行目の真ん中に、「農業生産基盤の老朽化」という言葉が使っている。どうもじっくりこんなと、脆弱化と言った方がいいなという気がするんです。

**徳永部会長** 「農業生産基盤の老朽化が深刻になっています。」ここですかね。

**中戸委員** はい。

**徳永部会長** これについてどなたかありますか。はい、どうぞ。

**安野委員** この基本方針のですね、「本市」まで、県の段階まで、若干私の案を出していたんですが、それぞれ情勢を少し述べてそれへの対応というのが繰り返さされているわけですね。その辺で、情勢は情勢である程度、わが国の全体的なこととか対外的なことを含めたもの、そういう情勢に対応することということになれば、今おっしゃった農業生産基盤の老朽化っていうのは、TPPとかEPA等に対応する課題ですね、そのことと比べたときには脆弱ですよ。だから脆弱なことともうひとつは老朽化、両方あると思うんですよ。だから、そういうふう

なことで、若干補正をしたらというふうに私は思いました。

**徳永部会長** これは、多少なりとも今ご意見が出たんですけど、よろしいですか、これちょっと読ませて。ここに文書が上がっておりますので、ちょっと私が、安野さんの代読いたします。よろしいでしょうか。

基本方針のところでございますが、

「わが国の農業・農村の環境は、集落の人口減少が進む中、農業就業者の高齢化や農地の荒廃化、有害鳥獣による被害の拡大など極めて厳しい状況にあり、食料の安定供給と農業・農村の多面的機能の維持発揮に支障をきたしております。多国間関係におけるTPPや日EU経済連携協定（EPA）の発効を視野に入れた取り組みという大きな課題がある中で、農地などの貴重な資源が喪失し農業生産基盤の脆弱化、老朽化が深刻になっているとともに、多くの農業者が将来に対して強い不安を抱いております。

国の政策面においては、米の生産数量目標の配分が廃止され産地自らの判断に基づく需要に応じた生産に変わり、生産調整達成者を対象に交付していた米の直接支払交付金も廃止されます。また、平成31年1月から収入保険制度（基準収入の9割を下回った場合に下回った額の9割補填）が実施され、本年10月から加入申請受付が始まります。これらの制度変更は、農地を利用集積している農地保有合理化法人等においては、交付金廃止による大幅な収入源が事業経営に大きく影響することは明白であり、可能な限り水田の有効利用を通して多様な生産が重要になってまいります。

農協組織においては、平成31年4月に山口市管内の山口中央、山口宇部、防府とくち農業協同組合を含む県下12組合が合併し、山口県農業協同組合が発足予定であり、管内支所・支店の統廃合が行われており、今後ますます地域社会の空洞化が進むのではないかと危惧されます。」

これは安野さんから、基本方針でこういった文章で上がってきたわけですが、このことについてもご意見等がありましたらお願いいたします。

先ほどから出た中戸さんの件について、何かご協議ありますか。

ないです？別にないです？

他の委員、ご意見ないですかね。

**浅原委員** よう、まとめてあるんじゃないですか。

**徳永部会長** いいですか。ないようでしたら、この基本方針の方につきましては、この文章でよろしいですか。何か手を加えるところがあれば。

よろしいですか。

【「はい」という声あり】

他に、この30年の事業計画（案）の内容等について、ご意見等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

**安野委員** 2ページの事業計画の前にですね、「こうした取り組みを実現するため、山口市農業委員会では、2つの方針を事業計画に掲げ推進」するって書いてあるんですが、方針は最初に書いてあるわけですね、それで2つ、事業計画の中に、なんていうか。例えばですよ、1が組織の強化ですよ、そして2の方が委員会活動推進でしょ。だから、「組織と活動の強化を二本柱とした事業計画」とか、そういうふうにした方がいいんじゃないかなと思ったんですよ。要は、事業計画の中に、また方針があるというのはなんとなく、わかりにくい。方針は全体的なことをいう。

**徳永部会長** このIIのところですかね。

**安野委員** 「2つの方針を事業計画に」と書いてある、あそこです。

**徳永部会長** 一番最後の部分でしょ。

**安野委員** ええそうです。わからんことはない。

それともうひとついいですか。種子法が改正されましたよね。廃止された。種苗法と種子法というのがあるんですが、種子法、この一番大事なことは、私は、特に主穀の稲とか麦とか大豆等の種子の確保まで謳ってあるんですよね。今までは、県に種子協議会ですかね、あって、そこが責任を持って供給してたわけですよね。それを無くなると、今度は必要な種子を確実に買うとすることが大事になって、全く競争原理で種苗会社と・・・を表明するかもしれませんよね、新しい物を。そうすると、価格の面と安定供給の面で、非常に不安な面があるというふうに言われてもおるし、私もそのように思っているわけです。だから特に種子法の中の、種子の育種の上での品種改良等が盛んになることはいいんですけども、現在の種子協議会等がやっている主な作物についての種子の安定供給、この体制が崩れるようなことではやはり大変だというふうに思います。特に山口県は、独自の品種を囲い込みしようたっていないわけですから、非常に競争が激しくなったら難しくなるんで。ただこれはこの農業委員会の業務に関わるかどうかの問題あるんですが、昨年の施策要望の中に入れていただいたと思うんですけど、そこはちょっと注目しとかなきゃならんことかなというふうに思っております。

**徳永部会長** そういう文言を入れるということですか。

**安野委員** いや。施策要望で出してあれば、行政で・・・いただけるから、農業委員会でそのことを事業計画の中に入れるかどうかということは、直接やれることじゃないですからね。

**徳永部会長** このことについて、事務局いかがですか。

**事務局(山根副参事)** 事務局の方から、今の種子法の関係についてお答えしたいと思います。農業委員会の事業という形では、取り上げるのは難しいかなというふうに思いますけれども、ただ、種子法廃止されて種が本当にちゃんと手に入るのか、あるメーカーが遺伝子組み換えやって種を作って、これうちの特許品だからいくらでないと売らないよとか、そういう種というのは大体、蒔いたものから実を採っても芽が出ないように遺伝子操作もされてる。そういうふうな関係になるので、このことについては文言の中で触れるという形で、事務局の方でも考えてはみたいとは思いますが。ただ、それについて直接農業委員会が取り上げてどうだということまでは踏み込めないと思いますので、少なくともそこに注目すべきだよということで、種子法の廃止なり、今の種の安定供給なりっていうことについて考えてみたいと思います。その位のところで事務局としてはご答弁したいと思います。

**徳永部会長** よろしいですか、それで。他にはございませんか。はい。

**徳本委員** 山口・鴻南の徳本でございますが、資料1ページの文面、下から11行目「管内支所・支店の統廃合が行われおり」、「て」が抜けておるのではないかと思います。

**徳永部会長** わかりました。はい、ありがとうございます。

その他にはございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

**安野委員** 8ページと9ページに「管内農地面積」があるんですが、26年度ですね、「担い手への集積率」のところと、そして9ページの「遊休農地」のところの管内農地面積の26年度だけ同じになってるんですよ。なぜかなと思って、あと違うでしょ。そうすると、それは遊休農地面積を含んだ面積になってるんですよね、下に書いてあるでしょ。「農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と利用状況調査により把握した遊休農地の合計」というふうに書いてあるでしょ。それで、右と左のページを合わせて見ますと、27年度は9,250と9,570、これは遊休農地面積が、右のページの方には含めて9,570になってるんですよね、27年と8年は。ところが26年はどちらも同じ数字でしょ。だからこれは10,380が管内の農地面積に

なるかなと、27年と8年と一緒にすればですね。そのように思ったんですけど。確認をしてください。

**徳永部会長** 事務局の方で確認を。

**事務局（徳光主幹）** これは、適正な事務実施の基準が、26年度と27年度が変わっているからそういう形になってますので、ホームページに出ている数字をそのままいっておりますので、それは確認してできるのであればやります。ただ、毎年ホームページに出している数字で、6年から7年に、この数字の算定基礎数値が変わってましたので、この10,056という同じ数字になっておったんですが、27と28の題目に合わせる形ができれば変えることができますので、内部で検討させてください。

**徳永部会長** そういうことでよろしいですか。はい。他にはございませんでしょうか。

他にご意見ないでしょうか。先ほど、事務局の方から基本方針という文面で読ませさせていただいて、安野さんより私が読み上げた文章がここにあるわけなんですけど、先ほど私の方から読み上げた文章、これを事務局が出した基本方針と安野さんにいただいたこの文章と、どのようにしたらよろしいか、こっちにするべきかこっちにするべきか、その辺を、皆さん文章がないとよくわからないか…。

**浅原委員** それをなんぼか参考にして作ったんじゃないかね。

**徳永部会長** それはこの中から大分入ってると思います。中身は比べてみると…。

**安野委員** 中身は変えてないですよ。

**事務局（山根副参事）** せっかく安野委員さんから文章にして意見もいただいております。ただ、今日いただいたという状況でございますので、中戸委員さんからご指摘があった脆弱化しているところの部分も含めてですね、改めて総会までに少し文章整理して、総会には最終的な文案として諮りたいと思いますので、その辺は少し皆様のご了解をいただいて若干修正をかけるということで、ご了解を本日いただければそれに向けて修正してまいりたいと、そういうふうに思います。よろしくお願ひします。

**徳永部会長** 事務局の方からありましたので、その方向でよろしいでしょうか。

【了承多数】

他には、ご意見等…。

**浅原委員** 一点だけいいですか。

**徳永部会長** はいどうぞ。

**浅原委員** いろいろとこれからの情勢等この中に書き込まれているわけですけども、我々に今、9本ですか、国会で農業関連法案が議論されている中で、今から地区協議会とかそれぞれの地域の段階で、山口地方全体で言えば再生協議会とかありますけど、いわゆるワンフロア化とか、農協も合併していく、それからいろいろと法改正、私は土地改良区の方から今出ておるわけですけど、農地法も改正される、基盤強化法も改正される、それから土地改良区法も変わる、制度も変わる。そうすると、例えば中間管理機構に預けてほ場整備やるといった場合に、本人の許可なくやれるということですけど、そのときには農業委員会と土地改良区は、当然連携とらないといかん、もちろん農協もそうでしょう。そうすると、やっぱりこれからの地域農業を本当に進めていく、再生していくという立場で考えると、あっちこっちバラバラじゃなくて、強い力を結集するそういう場を作っていないと、その指導的な立場にやっぱり農業委員会も立たないといかん。というので、法人間連携はこの中に書いてある。私の方も今、それも検討しよりますけれども、法人だけの連携じゃなくて、そこにいろんな組織も交えたワンフロア化的なものを作ろうと。そうせんと地域の農業再生ビジョンというものが進めていかれんわけですね。だからそういう何か、もっとその地域にある、あるいは地区協段階でもいい

んですが、もっと広い連携組織を構築していくということが極めてこれから大事になるというふうに思っておりますので、総会までに何かあればその辺もちょっと一考していただきたいというふうに思います。

**徳永部会長** ということで、事務局さんの方よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

**事務局（山根副参事）** 浅原委員さんのご発言ごもっともだということではございますが、多分、農業委員会がいろんな組織体の連結というか、中心になってという形で事業を行うとか会議を行うのは難しいんじゃないかなというふうには思いますので、そういう組織の中に農業委員会が積極的に関わっていく、農業委員さんなり推進委員さんなりが参加していくよってという言い方はできるのかとは思いますが。そういった地域連携というかいわゆる法人とかなんとかいうのではなく、エリアの中での地域連携という意味で積極的に関わっていくっていうようなところを少し文字におこしてみたいと思います。そういうイメージで、こちらが中心というよりも積極的に参加するというイメージで整理させていただけたらと。

**徳永部会長** よろしいですかね。他にはご意見ございませんでしょうか。

ないようでしたら、ただいまいただいたご意見、ご指摘、文章を事務局の方で修正いたしまして、ここに承認を得たいと思いますが、よろしいようでしたら挙手をお願いいたします。

【挙手多数】

はい、ありがとうございました。挙手多数です。

以上で、平成30年度の農業委員会事業計画の（案）の方が承認されました。また文章の言い回し、文句、軽微な加筆訂正等は、事務局の方で行うとすることでよろしいですか。

それでは引き続き、(2)の「新体制後の農業委員会の運営について」事務局よりお願いいたします。

**事務局（徳光主幹）** 【「資料」に沿って説明】

**徳永部会長** ただいま事務局の方から、新体制後の農業委員会の進行状況、あり方についてひとつの案が出ましたけど、皆様方から新体制後の運営について、何かご意見等がありましたらお願いをいたします。

**中村委員** 佐山の中村です。今の説明はよく理解をできました。ただ私思いますのに、この度の農業委員会の国の方針としての制度改正の最大の眼目は、農業委員会そのもののあり方を問われたわけだと思いますね。具体的には組織の見直し、それからスリム化ということだろうと思います。今この説明を聞きますと農業委員さん、いわゆる24名の農業委員さんのお役目が、現行の農業委員のお役目とほとんど一緒です。そうすると、農業委員が人数は減ってくる、当然やる仕事もそれなりに変えていかにかい。そうなるちょっとここ農業委員さんのお役目、出番が、24名にしてはあまりにも多いんじゃないか。一方、私が昨年来ずっと制度改正が行われるにあたって考えておりましたのは、農業委員をバックアップするための推進委員であったわけですね。ですから、推進委員さんが主として農地法関連の申請その他審査手続きを実務面でやられると、こう私なりに理解しておった。農業委員さんは、もうちょっと視野の高い農業政策とか農業に対する国への提言とか、そういうレベルのお仕事をされるんだろうという理解をしておりましたので、結論的に申しますと、農業委員さんの地区協への参画を少しこれ考え直す必要があるんじゃないかと、こういうふうに思いますので、ひとつ意見として申し述べさせていただきます。よろしく申し上げます。

**徳永部会長** はい。

**中山委員** はい、いいです？

全く私もですね、この2番目の毎月の会議、これに推進委員が(阿東地区は)7名。例えば、阿東の場合で言うと、4人おるかどうかわからないが、(農業委員が)4人出席して、何の地区

協議会、どうしても考えがつかない。今までと全く、推進委員も増えて。農業委員が出るんだしたら、次の、右側ですね、農業委員のところに座長が出る必要はない。前にも副参事にたびたび言っておるんですけど、これ検討するという事なんですけどね。今どなたか言われたけれど、農業委員が阿東で4人おったら、何で地区協に4人も出るか。それちょっと聞きたい。**徳永部会長** これ、ちょっと事務局説明を。

**事務局(山根副参事)** 農地法の趣旨そのものは変わっておりません。人数が減っただけです。そういうことなので、例えば3条4条5条の申請が出たときに、農業委員さんの現地確認は求められております。単純に言えば、人数は減ったけれども現地確認はやってくれというのは法律で残ってます。後は、地区協で議論した上で農地部会にあげるか、地区協で議論せずに農地部会にあげるかどっちかです。だから逆に言うと、最適化推進委員さんここにいらっしやなくてもいいんです。地区協なり省いて、申請が出たよ、現地確認を農業委員さん行ったよ、それで農業委員会の総会に毎月諮りましょうと、それだけでも別に法律上は問題はない。ただ、それでは実際、現場で農地の最適化なり、いわゆる結びつけ活動をされているような推進委員さんが、自分の担当エリアでどんな転用が出ているか、どういう動きが出ているかというのはわからない。それであれば、やはりそこでいろんな議論をしながら自分のところでどんなことが起こっているか、農業委員さんと一緒に現場を見に行こう。これは、事務局が思っている考え方です。だから地区協は開こう。それで、その地区協で調べたことなり議論したことに関して、議論して決定を出す場は農業委員会の総会でしかありませんから、農業委員さんの方で議論していただいて結構です。最適化推進委員さんの中から座長を選んで、6人毎月総会に出てくださってなってますけど、これ出られなくても別に法的には何ら問題ありません。ただ、農業委員会の権限として、最適化推進委員さんに「意見を聞くことができる」という状況です。総会の中で議論して、これどうなんだろうか、問題があるんだけど最適化推進委員さんの意見を聞きたいねってなったときに、そこに誰もいらっしやらなければ聞くこともできないなど。改めて別な時に最適化推進委員さん呼んで、会議を開きましょうかというような形になりかねない。そういうこともあって、ここには最適化推進委員さんが、いわゆる地区の代表者として1名ほどは最低参加していただくところがこの右側の毎月総会の中の最適化推進委員さんの1名の役割です。そのときに、あなたのところの地区はどうなっていますか、意見を聞きたいんですけどという話をしたときに、誰もいらっしやらないというのはちょっとまずいんじゃないかなというのが、その会議の運営の仕方としての事務局の考え方です。ということで、農業委員さんを必ず地区協議会に入っていた上で、最適化推進委員さんは最低誰か代表者が、いつでも聞かれても答えられるように総会の方に出していただく、こういう形の連携を取っていかうというのが事務局の考え方です。ですから今、中村委員さんおっしゃられたように、農業委員さん人数減ってやること変わってないね、そのとおりです。法律は何もそこを変えてないです。ただ、遊休農地の調査、農業委員さんがしなくていいよとまでは言ってませんが、現場活動をやっていただける最適化推進委員さんがいらっしやれば、その方をメインにして行っていただいて、問題のある案件があったら農業委員さんと一緒に相談して、地主さんなり小作人さんなりに話しに行きましょうかっていうことは可能だろうなというふうには思ってます。その分いくらか軽減は…。

**中山委員** わかりました。いいです。じゃあですね、例えば阿東で左側の方の毎月の会議ですね、推進委員が7名いますね、それで農業委員が仮に阿東4人おったら、4名必要ですかこれ。

**徳永部会長** さっきのもう1回。

**事務局(山根副参事)** 4名の委員さんがどこを持たれるかというのは、ひょっとしたら阿東で1名でいいという話になるかもしれません。

**中山委員** だから私が言うのはですね、阿東で例えば4名農業委員が協議会の中に必要かっていう。せめて2名位か1名か位でいいんじゃないか。どんなですか。

**事務局（山根副参事）** いわゆる地区協議会の中で議論をするっていうのは、地域の中での情報交換も含めての議論を想定してますので、ここを地区協議会そのものを開かないっていうことであれば、別に委員さんご一緒していただく必要もなくて、現地確認は当然24人のどなたかが行っていただくって形になりますから、最低それはやっていただくというようになりますけれども、それをもって即総会というのは可能ですし、阿東の農業委員さんは4人おるけど1名しか出ないとすれば、その委員さんが必ずその月にある全部の案件について現地確認して地区協議会に望んでいただければ、それでやり方だよっていうふうになれば、それはそれとしてあります。情報交換も含めて毎月参加してる方がいいんじゃないかなというのが事務局の案ですけど、4人おるんだから極端な話、4ヶ月に1回参加しようと、一人がその月に申請が出た案件の現地確認を全部やって、質問があればその人が全部、総会の中で答えるという形で4人で順番に回すっていうのも、それはそれで可能ですし、極端な話、阿東の農業委員さん、あそこに参加するのは1名だよっていうことになれば、その委員さんがその時の案件について全部責任持ってお答えしていただければ問題はない。以上です。

**長尾委員** 今の新体制について、123と番号が打ってありますけど、私、川西の長尾ですが、これは今ここで私達が議論して、例えば反対したり賛成したりしたら、この文章みんな変えられるんですか、人数とかなんとか。そういうものなんですか。

**事務局（山根副参事）** 皆さんが、これは農業委員が参加すべきじゃないっていうことであれば事務局提案取り下げますが、いわゆる地区協なしにして総会にいきなり望みましょうって話で皆さんの合意がいただければ、それでいけます。法律に抵触するようなことがあれば、すいませんそれはっていう話を出しますけど、法律に抵触する話がなければ、そのやり方で法律が問題がないって言うてらんだらそのやり方にしましょう。ただ地区協議会なんて山口市が独自にやっているものですから、これやめましょうっていう話は、いくらでも新しい体制ではできます。今やっている話は来月からやめてくれということにはなりませんけど、8月以降については、可能です。そういう意味では、皆さんの今日は意見をいただき、農地部会でも意見いただく、地区協議会でもいろんなやりとりの中で意見いただいた上で、いわゆる皆さんに提案する案を作り上げていこうということで、全員協議会から始まって、こういう形で何回も議論しているというのが状況です。以上です。

**中村委員** はい、今の事務局の考えはよくわかりました。事務局としてはどうしてもやはり、満遍なく落ち度のないようなシステム、あるいは手続き、組織を作らざるを得ない、私は思います。ですから私はお願いしたいのは、現に例えば佐山地区で農業委員、誰か一人推薦しようかと今、実はしとるんですが、その人から質問を受けるんですね。月に何回くらい出番が必要なんかねとおっしゃる、具体的になってくると。ちょっと困るよね。今までどおりですって言ったら、なかなかおられない。ですから、少なくとも農業委員さんの出番を、割かれる時間をできるだけ減らしてほしいというお願いです。例えば、今おっしゃったように地区協議会というのは主として農地法の手続き改正を主体にする、これなんなら見直したらいいじゃない、やり方。そういう方法もあると。その点はまた、ひとつ事務局の方、含めてご検討をお願いしたい。以上です。

**徳永部会長** いろいろ意見が出ましたけど、私どもの考えとしては、私はここへ事務局が提案したこの案ですかね、なぜ最適化推進委員が44名、それと農業委員が24名、結局出る場所が月1回は最低でもという感じでやっとならないと今、農地自体の荒廃も結構増えてますしね、そういう状況もまた地域によってはわからないところもある。やはり、それが一つの使命では



ないかと私は一応考えておるんですけど。そういう意味合いで事務局はこの案を出してきているのではないかと考えております。

**中山委員** 最適化推進委員はいい。言うのは、彼が言ったが、農業委員の仕事がこれだったら増える、今以上に。阿東で4人だったら地区協のところにも4人出る、これだったらますます増えるから成り手が無い。

**徳永部会長** 今は地区協、月に1回ありますよね。阿東の委員さんも、地区協、月に1回出られるんですよ。だから1回は皆さん出られるんだから、今と変わりはないんじゃないですか。

**中山委員** いやいや、そんなことはない。担当を振興部会とどっちかに分かれる…。

**徳永部会長** 今度は、8月からはこの部会制度がなくなる。

**中山委員** もちろんなくなる。

**徳永部会長** 増えるかな…。

**事務局（山根副参事）** 回数が増えるかっていう話になるとですね、振興部会の皆さんは多分増えますという話しかできません。農地部会は毎月定例的に会議をやっていますので、今の地区協プラス農地部会ということで、月2回会議があるよっていうのはある意味システムになっています。ただ振興部会の皆さんについては、振興部会ってというのは今日が今年の1回目だと思いますけど、年間12回の会議が増えるってというのはまちがいない。その会議そのものがどうしても24人で全体で総会をやるっていうことになれば、増えざるを得ない。どうしてもということであれば、24人をあえて半分に分けて部会制度を引くかどうかです。ただ、今部会制度を引くということになれば条例改正なり含めて、条例整備しないといけませんので、今のところ事務局の方としてはせつかく24人で、ある意味お互いの顔が見えるくらいの人数になってるかなというので、できれば毎月顔を合わせていろんな情報交換なり意見交換をしていただけの場合があった方がいいんじゃないかなと…。

**中山委員** それはいいと思いますよ。

**事務局（山根副参事）** それをやりたいたいと思ってるんで、あえて24人で部会を作るということはしない方がいいんじゃないかなという判断です。ですからちょっとすみません、振興部会の皆さんに毎月1回の会議が、今の状況からいくと余分に増えますというのが状況だということで、間違いなく中山委員さんの言われるように業務が増えますということは間違いありません。

**徳永部会長** そうすることで、他にご意見等はございますか。

**中山委員** まあ、今日が決まりじゃないから。

**徳永部会長** 最終的にはこの振興部会で最終的な結論を出していただいて、挙手をもらうわけですから、これがまた農地部会とか総会の方に行くわけですから、しっかり審議をしていただきたいと思います。

**中村委員** 今の徳永部会長さんのご発言ちょっと気になるんですけど、この原案を今日よろしいかよろしくないか、採決を採るといような…。

**徳永部会長** それはまだ最終意見ではないけど…。

**中村委員** 今日は意見を述べと言われたから意見を述べた。この場で…というから意見を述べた。ここで採決というのは、だったら…原案で結構ですと…。

**徳永部会長** そういう意味で言ったんでは…。

**中村委員** そういうんだったら、はあ止むよ。こだわりますけど。

**徳永部会長** それは私の失言かもわかりません。他にご意見ないですか。

**岡本委員** 北部の岡本ですけど、私は今の推進委員と農業委員のこの人数でいいと思うんです。北部でも前任の方が、不慮の事故で亡くなられた方もあって、そのときにはお互いにカバーを

していかないといけんのですね、最低の人数だけは確保しておかないといけないと思います。これは減らすとやりくりが、その地区がわからないところで、中身がわからないのですね。やっぱりこれだけの人数はいると思います。

**徳永部会長** はい、わかりました。他にはないですかね。

ないようでしたら、今のこの振興部会の委員の皆さんには、こういった意見とかありましたら、事務局の方にまた申し出てください。

**事務局（山根副参事）** 徳永委員、ちょっと補足を。一点だけ補足させてください。地区協議会の委員さん、農業委員さんとそれから推進委員さんとで現地確認をっていう話をしました。例えば、それぞれ6ブロックの中に4人ずつ委員さんがいらっしゃるの、4人が全員その申請案件に対して現地確認しなきゃいけないかということがあるかもしれません。これは事務局は想定してないです。その中の一人が行っていただければいいというふうに思ってますので、1ヶ月の案件で、一人が全部行くのか、それとも4人がそれぞれ役割分担してそのエリア内をある程度住み分けしておいて、その中で自分が担当していた所に現地確認行くのか、行けなかったから誰かと交代するのかというのは別に構わないと思ってますので。ただ、農業委員さんとして最低1名は現地確認に行っていただきたい。それは総会として最終的に決定を下さないといけない段階があるので、そこの現地確認を誰もしてないよというのではまずいと思ってるので、今の4人さんがそれぞれのブロック全件に対して動くという想定はしてないということだけは、すいません補足させてください。以上です。

**徳永部会長** よろしいですか。他にないです？

そうしたら、今後のスケジュールですけど、事務局の方からありましたように、2月21日農地部会、それと3月の地区協議会に委員の皆さまに、またこの意見のことをとりまとめて、4月13日運営委員会があります。そして4月26日の総会で最終提案ということでご議論していただくということでよろしいでしょうか。よろしいと思われる方は挙手をお願いします。

【挙手多数】

はい、挙手多数です。

それでは、その他の件について、委員の皆さん、また事務局の方で意見がありましたらお願いいたします。

ないですか。委員の皆さま、ありませんか。

ないようでしたら、これで議長を解任させていただきます。お世話になりました。

**益富部会長職務代理者** 大変な熱心なご討議と終始、会議運営に積極的なご協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げて、平成29年度第1回農業振興部会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

以上、平成29年度第1回山口市農業委員会農業振興部会議事録である。

平成30年2月13日

山口市農業委員会  
会長 安田 敏男 印

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

農業振興部会長 徳永 芳夫 印

署名委員 徳本 優 印

署名委員 中山 隆之 印

記録者 三原 登志子 印